

令和8年7月29日

浜田市議会議長
澁谷 幹雄 様

議員名 小川 稔宏

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため視察を行ったので報告します。

記

1. 視察先

- ・世田谷区役所（東京都世田谷区世田谷 4-12-27）
- ・矢巾町役場（岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地）

2. 視察事項

- (1) 区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例について
- (2) フューチャーデザインによる水道料金の見直しほかについて

3. 視察の目的（市政との関連など）

浜田市はカスタマーハラスメント防止条例、議会では包括的なハラスメント防止条例の制定に向け、それぞれ検討作業が進められている。実効性のある条例とするための参考とするため先進事例を視察した。また、水道料金の見直しを契機として導入されたフューチャーデザインが、総合計画をはじめ様々な政策形成に活用されている点に着目し、浜田市における長期的視点に立った政策形成や市民との合意形成への活用可能性を調査するため実施した。

4. 期間（移動日を含む）

令和8年7月14日（火）～ 令和8年7月16日（木）

- (1) 世田谷区役所 14日（火） 15時00分 ～ 16時15分
- (2) 矢巾町役場 15日（水） 13時40分 ～ 15時40分

5. 経費 85,019円（経費内訳 旅費・宿泊費 85,019円）

6. 視察内容

（詳細は別紙のとおり）



(I) 世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例について

1. 視察の背景と目的

浜田市では、ハラスメントによる市職員の精神的な負担が深刻な問題となっている。そのため、先進的な取組を行っている世田谷区のハラスメント防止条例を参考とするため視察を行った。

2. 世田谷区議会による条例の概要説明

(1) 条例の特色: 世田谷区の条例は、「議員による職員に対するハラスメント」の防止・抑制に特化した内容となっている。したがって議員間のハラスメントや職員から議員へのハラスメントについては規定していない。

(2) ハラスメント（パワハラ）の定義: 3要素を確認している。

- ①優越的な関係を背景とした言動
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動
- ③労働者の就業環境が害される（本人のみならず、周囲が不快に感じる場合も含む）。

(3) 条例制定の経緯: 令和2年6月の改正労働施策総合推進法の施行で事業主のパワーハラスメント防止措置が義務化された。これに伴い区ではこれまでの基本方針を見直し「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」を改定したが、議員によるハラスメントに関する規定はなかった。

他自治体での議員による不適切な言動の報道や区議会での一般質問を受け、区議会内で対策の必要性が議論された。

令和3年1月、最大会派（自民党）から条例制定の提案があり、先行事例であった埼玉県川越市議会の条例を参考に検討が開始された。

(4) 慎重に検討された主な点（川越市との違いなど）

- ①議長の権限: 川越市の条例では議長に強い権限を与えているが、世田谷区では地方自治法上の議長の権限（秩序維持権など）を逸脱しないよう、慎重な文言調整が行われた。
- ②氏名の公表: 世田谷区の条例では、議員の氏名公表に関する規定は見送られた。これは、第3者機関による調査の法的性格が不明確な中で氏名を公表した場合、名誉毀損で訴えられるリスク（議長の法的責任）を懸念したため。
- ③条例の趣旨: 本会議や委員会での発言は既に会議規則等で制限されている。この条例は、「顕在化しにくい場面（水面下）」での地位を利用した影響力の不正利用を防止することを主眼としている。

3. 質疑応答の要点

(1) 世田谷区側の回答とアドバイスなど

- ①条例の効果: 条例が制定されたことで、議員の側に「こういう言い方はまずい」という意識の変化が一定程度見られ、職員の安心感にもつながっている。

②研修の実施：議員向けに年1回程度の研修を実施している。講師の選定には苦勞するが、一般的なパワハラ的事例紹介やメンタルヘルス、人権の観点からの講義を行っている。

③相談窓口：世田谷区では区の外部相談窓口を利用できる体制を整えている。

④第三者機関の難しさ：地方自治法に規定のない委員会への支出は住民監査請求の対象になる恐れがあり、慎重な法適合性の確認が必要。

⑤カスタマーハラスメント（カスハラ）対策：議員によるハラスメントをカスハラ的一种として捉え、国による対策の進展に期待する意見も出された。世田谷区議会では、現在、議員間のハラスメントや職員から議員へのハラスメントについても対象を拡大すべきか、議会制度研究会で協議を続けている。

【所感】

「議員による」職員に対するハラスメントに関する条例という名称から、特別な事情や背景を想像していたが、きっかけは議員の一般質問に対する執行部側の答弁からのスタートで、特段の窮迫した事例への緊急的対応としての条例化ではなかった。

世田谷区は川越市の条例を参考にされていた。比較検討に当たっては訴訟も想定し議長に過度の責任を負わせない配慮や、裁判に耐える法的判断も慎重に検討し、弁護士等とも相談のうえ結論を出されていたが、こうした慎重さは特に重要だと感じた。

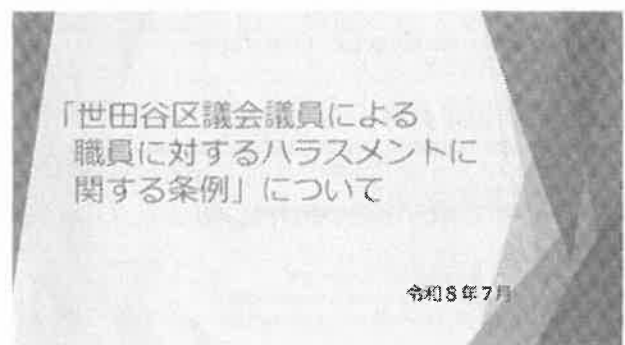
そして議員提案で全会一致という形をとることによって、議員側にも責任が課せられ、自覚を促す効果も強調されていたが、その意味において浜田市議会も早急な対応が求められていると痛感した。

浜田市の実情を伝え意見交換する中では、議会の品位や秩序、職員の人権保護などについては現行法や規則等で対応可能な部分があるのではとの指摘があった。是正措置を含めた自浄機能が発揮できていない背景や原因を分析する必要があると感じている。

その一つに問題事象に対しての客観性、第三者性からの評価と判断の仕組みがないことに問題があり政治倫理審査会の附属機関として設置の必要性を感じていた。この点に関しては「地方自治法に規定のない委員会への支出は住民監査請求の対象になる恐れがあり、慎重な法適合性の確認が必要。」と難しさがあるとの指摘がありとても重要な点である。

結論は、浜田市議会の問題は浜田市議会が解決策を見出すしかないということであり、ハラスメントのない環境の実現に向けた議会としての機運を醸成することである。

以上のように様々な点で気付かされた大変意義のある視察であった。私どもの悩みにも真摯に耳を傾け懇切丁寧にご対応いただいた皆様に心より感謝申し上げ所感としたい。



(Ⅱ) フューチャーデザインによる水道料金の見直しほかについて

1. フューチャーデザインの取組概要

矢巾町では、2014年に水道事業に関する住民ワークショップを契機として、大阪大学との共同研究を通じてフューチャーデザイン（以下、FDとする。）を導入した。現在では総合計画や都市計画マスタープラン、観光ビジョンなど各種計画策定の事前段階で活用されている。

FDでは、参加者が「未来人」となって将来世代の立場から議論することで、個人的な要望から公共的・持続可能な視点へと意識が変化し、将来世代を見据えた政策立案につながっている。参加者は公募を基本とし、年齢構成を調整しながら幅広い住民が参加している。また、法被を着用する演出や、ファシリテーション技術の蓄積により、未来視点への意識転換を促している。

取組を10年間継続できた要因としては、FDをあらゆる場面で用いるのではなく、有効な場面に限定して活用していること、首長や職員の理念共有、ワークショップ運営能力の向上が挙げられる。行政としては、将来世代への責任を重視し、住民参加を通じた持続可能なまちづくりを推進する手法としてFDを位置付けている。導入後は、住民の行政参画意識や意思決定の質が向上し、公共性や持続性を重視した政策形成につながっている。

2. 資料説明のポイント

(1) フューチャー・デザイン（FD）の考え方

現在の住民だけでなく将来世代の利益を考えながら政策を検討する手法。「未来人」となって議論することで目先の利益ではなく持続可能なまちづくりを考えることができる。

(2) 矢巾町で導入した背景

人口減少や公共施設・インフラの更新、財政制約など将来課題への対応が必要であった。将来世代に負担を先送りしない行政運営を目指し、FDを活用した。

(3) ワークショップの特徴

現代人として議論した後、未来人になって再度議論する二段階方式。法被を着用するなど、未来人になりきる工夫を行っている。「相手の意見を否定しない」ことをルールとし、多様な意見を引き出している。

(4) 導入による効果

個人の要望中心の意見から、公共性・持続性を重視した意見へ変化。将来世代の視点で政策を考える習慣が生まれた。行政と住民が一緒に将来を考える土壌が形成された。

(5) 活用事例

資料ではFDを次のような計画策定に活用していることが紹介されている。総合計画、都市計画、財政・公共施設、水道事業、SDGsの推進、地域課題に関する各種ワークショップ等々。

(6) 矢巾町が考えるFDのメリット

将来世代の利益を踏まえた意思決定ができる。行政と住民の協働が進む。住民の主体性・当事者意識が高まる。長期的視点に立った政策形成につながる。

(7) 全国への広がり

矢巾町の取組は全国から注目されており、国や自治体にも広がっている。行政だけでなく、学校教育や企業などへの展開も紹介されている。

3. 事前質問に対する回答（要約）

（１）導入の経緯と運用方法

矢巾町では、2014年に水道事業をテーマとした住民ワークショップを契機として、大阪大学との共同研究が始まり、FDを導入した。現在は総合計画をはじめ、都市計画マスタープランや観光ビジョンなど、各種計画策定前の住民意見集約手法として活用している。

FDは必要な場面に限定して活用しており、無理なく継続していることが長期実践につながっている。

（２）住民参加と運営体制

参加者は原則公募による住民で、テーマに応じて幅広い年代から募集している。ワークショップでは「相手の意見を否定しない」ことを基本ルールとし、多様な意見交換を促進している。また、未来人になる際には法被を着用するなど、参加者が未来世代の立場に入り込みやすい工夫を行っている。職員は導入以前からワークショップやファシリテーションを学んでおり、その経験がFD導入を円滑にした。

（３）意識の変化と政策への効果

FDを体験することで、住民の意識は個人的な要望から公共性や持続可能性を重視する考え方へと変化している。将来世代の立場から考えることで、行政課題を自分事として捉える姿勢が生まれ、行政参画意識も向上している。ワークショップで得られた意見は総合計画などの政策へ反映され、意思決定の質の向上にもつながっている。

（４）継続の要因と今後の展開

首長が「持続可能なまちづくり」と「皆で考える行政」の重要性を発信し続けていることも推進要因となっている。SDGsの理念とも親和性が高く、行政には将来世代への責任があるという考え方の下で実践されている。今後も分野を限定せず、将来を見据えた計画策定に広く活用できる手法であるとの説明であった。

【所感】

「どんなことも7世代先まで考えて決めなければならない」というイロコイ族の格言には以前から関心はあったが、自治体の政策、意思決定にその手法を取り入れている矢巾町の取組を知り視察先として選んだ。

今の社会は、人口減少、財政制約、インフラの老朽化、気候変動、世代間格差など、「今だけを見た意思決定」が通用しなくなっている。一方でSNSなどの影響もあり、社会全体が短期的な利益を求め、対立が激しくなる時代でもある。地方自治体においても、現在の利益だけでなく、将来世代への責任を果たす視点がこれまで以上に求められる。

FDは、「将来世代から現在を見る」という考え方であり、将来世代という「その場にはいない当事者」を議論に参加させるという発想である。

浜田市においても、総合振興計画をはじめ、中山間地域の再生、水産業の振興、水道事業など長期的な視点が必要な政策分野において、こうした考え方を取り入れながら市民との対話を深め、より持続可能な政策形成につなげていくことは重要と考える。

浜田市ではFDの考え方はあまりなじみがないが、様々な政策決定において「将来世代の視点が盛り込まれているか」「今の制度を続けることが本当に未来世代の利益なのか」という問いを持ち続けることが重要であり、その積み重ねが持続可能な政策形成につながるものとする。

総合振興計画では「2050年の浜田市民から見て評価される内容なのか」、中山間地域再生についても「この地域を残す」ではなく「2050年の子どもたちは、この地域を残してくれたことに感謝してくれるか」などの視点が大切ではないかと考える。

さらに補助金の議論や公共交通の維持、学校統合や公共施設再配置計画も全て見え方が変わり、発想の転換を促し、議論の幅を広げることにつながる考えでもある。

視察を通じて感じたのは、FDは単なるワークショップの技法ではなく、将来世代を現在の意思決定に参加させるという自治の理念そのものであるという点である。

現在の有権者だけでなく、まだ生まれていない将来世代の利益まで考慮して意思決定を行おうとする姿勢は、世代を超えた公共性を追求するものであり、地方自治や民主主義の本質にも通じる考え方といえる。

「7世代先まで考えて決める」という考え方を一つの理念として政策判断の拠り所にするかどうか、これからの地方自治の質を左右するものとする。

浜田市においても、将来世代への責任という視点を政策形成や市民との対話に取り入れるよう、議会活動を通じて提案を重ね、将来世代への責任を果たす政策形成につなげていきたい。

